

## 日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その3

### 日本品質・真正品認証・登録の更新について

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

「日本品質・真正品認証制度」（以下、「本制度」ともいう。）では、その手続き等を定める「日本品質・真正品認証・登録 実施要領」（以下、「本実施要領」という。）において、第8条及び第14条に日本品質・真正品認証・登録の更新に係る規程を設けています。以下で、それら規程の詳細及び更新審査の手続きについて、日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その3として規定します。

本制度では、本実施要領第8条及び第14条の規程にしたがい、日本品質・真正品認証の更新が可能です。

日本品質・真正品認証・登録の更新は以下の手順で行います。

1. 日本品質・真正品認証・登録により登録証の交付を受けた申請者（以下、「登録者」という。）は、日本品質・真正品登録の日（以下、「登録日」という。）から2年以内に、推進協議会の日本品質・真正品認証審査委員会（以下「真正品認証審査委員会」という。）による更新審査を受けることができます。その場合、登録者は、日本品質・真正品認証・登録更新（以下、「登録更新」という。）の申請者（以下、「更新申請者」という。）として、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会（以下「推進協議会」という。）に対し、登録更新の申請（以下、「更新申請」という。）を行います。
2. 登録者は、更新審査により、本実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、登録更新を求める商品（以下、「更新申請商品」という。）について同第3-2項に規定の認証・登録基準に適合していると判断された場合、推進協議会に登録更新を求めることができます。
3. 更新審査の手続きは、本実施要領の審査にかかる第4条、第5条及び第6条の規程をベースにして、次のとおり規定致します。

### 日本品質・真正品認証・登録の更新に係る手続き規程

#### 1. 更新審査の手続き

##### 1-1. 更新審査の流れ

本制度において、更新申請者は、別に定める様式に基づき推進協議会に対して更新申請を

行い、推進協議会が設置する真正品認証審査委員会の更新審査を受けることにより、本実施要領第3条に規定の「申請者の要件及び認証・登録の基準」が満たされていることを示していただきます。

更新審査は、以下の規程及び日本品質・真正品認証・登録 実施要領 別表1（以下、「別表1」という。)) にまとめられた審査の流れを参考にして進められます。

その場合、別表1の左側部のフローチャートにおいて、「認証登録に向けた審査の流れ」とあるのを「更新登録に向けた更新審査の流れ」と、「日本品質・真正品認証申請」とあるのを「更新申請」と、「日本品質・真正品認証・登録」とあるのを「日本品質・真正品認証・登録の更新」と読み替えます。

また、別表1の右側部の表において、「認証・登録の申請者」とあるのを「更新申請者」と、「審査料」とあるのを「更新審査料」と、「登録料」もしくは「日本品質・真正品登録の登録料」とあるのを「日本品質・真正品登録の更新に係る登録料」と、「日本品質・真正品認証・登録証」とあるのを「更新に係る日本品質・真正品認証・登録証」と読み替えます。

そして、更新申請者は、申請書による更新申請の後、推進協議会との間で、日本品質・真正品認証・登録の更新のための、日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書（以下、単に「合意書」ということがある。）を取り交わし、本制度に基づく認証・登録の更新業務に関して推進協議会との間で合意書の締結を行っていただきます。合意書の締結では、真正品認証事務局より送付される正副2通の合意書の各々について、合意内容確認後、署名、押印して、1通を真正品認証事務局宛にご返送いただきます。

更新申請者は、この合意書の締結の後、当該更新申請に必要な他の書類を真正品認証事務局宛に提出していただきます。

次いで、更新申請者は、当該申請に必要な書類（以下、「申請書類」という。）が揃っているかどうかを真正品認証事務局が確認する事務局確認（書面での確認）に進んでいただきます。

次いで、更新申請者は、当該申請者が本実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たすかどうかを真正品認証審査委員会の委員が検討し確認する申請者の要件確認（書面での確認）へ進んでいただきます。

次いで、更新申請者は、更新申請商品が本実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合するかどうかを真正品認証審査委員会の委員が審査する更新審査（書面審査）へと進んでいただきます。

次いで、更新申請者は、当該申請者が本実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、更新申請商品が本実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合することを真正品認証審査委員会が確認する、登録確認（書面での確認）へと進んでいただきます。

最後に、更新申請者は、登録確認で認証・登録基準への適合が確認されることによって、登録更新へと進んでいただきます。

#### 1-2. 面接又は現地調査の実施

申請者の要件確認の結果及び更新審査の結果、真正品認証審査委員会により、面接が必要であると判断された場合、登録確認の前に1回、本実施要領第4条第4-6項に規定する面接を行います。

また、申請者の要件確認の結果及び更新審査の結果、真正品認証審査委員会により、現地調査が必要であると判断された場合、登録確認の前に1回、本実施要領第4条第4-6項に規定する現地調査を行うことがあります。

#### 1-3. 申請者の要件確認の省略

更新申請者は、半年以内に行われた、当該登録更新とは別の審査における申請者の要件確認において、第3条第3-1項に規定の要件を満たすことが確認されている場合、申し出により、原則、申請者の要件確認の省略が認められます。

#### 1-4. 申請に必要な書類等

更新審査に当たり、更新申請者は、申請書類として以下の更新申請に必要な書類を、推進協議会の真正品認証事務局宛に、電子メール及び郵送（簡易書留）にて送付いただきます。尚、更新申請に必要な書類のうち、電子ファイルにすることが容易でないものについては、郵送のみとします。

更新審査に当たっては更新審査料が必要となります。当該更新審査料の額については、別途規程（補足その1）を設けることとします。真正品認証事務局より、当該規程による更新審査料に係る請求書を発行しますので、指定先に振り込んでいただきます。

##### 更新申請に必要な書類一覧

- ①（別添様式1）日本品質・真正品認証 申請書（押印の上、スキャンしてPDFとしたもの）
- ②（別添様式2）日本品質・真正品認証 申請者提出書類
- ③（別添様式3）添付書類整理表
- ④その他の添付書類（サイズはA4とし、A3の場合は折り込みのもの）
- ⑤更新申請者の概要（既存のもので結構です。ただし、従業員数の記載のあるもの。）
- ⑥ 日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書

#### 1-5. 事務局確認、申請者の要件確認（書面審査）及び更新審査（書面審査）における留意点

事務局確認、申請者の要件確認及び更新審査に当たり、真正品認証事務局より規定の書類の有無を確認し、内容の不足等について問い合わせをしたり、提出された書類の内容について

て質問を行ったりすることがあります。また、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。

以下の場合、真正品認証事務局の判断により申請を受け付けないこと、又は申請受付の後この受理を取り消すことがあります。

- ①更新申請商品が、特殊性が高いという理由で審査がきわめて困難な商品であると認められる場合。
- ②更新申請商品が、公序良俗に反する商品であると認められる場合。
- ③更新申請者が活動実態のない組織・団体である場合。
- ④更新申請者が、反社会的な行為その他真正品認証事務局の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れのある組織・団体と想定される場合。
- ⑤その他、日本品質・真正品認証・登録にふさわしくないと認められる場合。

## 1-6. 面接及び現地調査の実施における留意点

### 1-6-1. 面接

面接は、本実施要領第4条第4-2項の規定にしたがい、真正品認証審査委員会によりそれが必要であると判断された場合に、登録確認の前に1回、真正品認証審査委員会によって行われます。

### 1-6-2. 面接の出席者と面接における質問

面接は、直接面接を行うか又はWebのシステムを使って行います。面接には更新申請商品に係る担当者に出席いただきます。当該出席者は随行者を含めて3名以内にしていただきます。

面接では、提出された書類等に基づいて質問を行うことがありますが、その質問への回答も検討及び審査の対象に含まれます。基本的には当該担当者に回答及び説明をしていただきます。随行者の回答は、補足等にとどめてください。

### 1-6-3. 面接の日程及び面接会場

面接を行う場合、更新申請者に当該面接の日程の希望（できる限り複数の候補日）をお聞きしたうえで、真正品認証事務局が日程を決定します。

面接会場については推進協議会が設定します。

面接の方式（直接面接かWeb面接か）については、更新申請者の希望をお聞きしますが、申請者の所在条件等を考慮し、推進協議会で決定します。

### 1-6-4. 現地調査の実施における留意点

現地調査は、本実施要領第4条第4-2項の規定にしたがい、真正品認証審査委員会によりそれが必要であると判断された場合に、登録確認の前に1回、真正品認証審査委員会によって行われます。現地調査の実施については、真正品認証事務局より必要な案内を致します。

尚、現地調査が実施された場合、当該現地調査を担当した真正品認証審査委員会の委員の当該現地調査に係る出張費や宿泊費や調査費用等の費用を、本実施要領第17条第17-

2項に規定の更新審査料及び認証・登録料とは別の追加費用として請求します。

ここで、更新申請者は、更新申請の取り下げを行うことにより、現地調査を拒否することができます。その場合、本実施要領第13条の規程が必要な読み替えのうで準用され、すでに収められた更新審査料は返却しません。

## 2. 登録手続き

### 2-1. 申請者への通知

登録確認の結果、真正品認証審査委員会により、更新申請者が本実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、更新申請商品が本実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合していると判断された場合、真正品認証事務局はその旨を更新申請者に通知します。

### 2-2. 登録手続きのための資料一式の送付

真正品認証事務局は登録手続きのため、日本品質・真正品登録の更新に係る登録料（以下、「更新登録料」という。）の請求書等を含む資料一式を更新申請者に送付します。

### 2-3. 更新登録料の振込と契約書の返信

更新申請者は、本実施要領第5条第5-1項に規定の通知を受けて、所定の更新登録料を、振込手数料負担の上、銀行振込にて振り込んでいただきます。尚、更新登録料の額については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

### 2-4. 登録日の認定、登録番号の付与及び登録証の発行

推進協議会は、真正品認証事務局による、更新登録料の振込の確認をもって、日本品質・真正品認証・登録の更新された登録日（以下、「更新登録日」という。）を認定します。そして、当該更新登録日及び登録番号が記載された日本品質・真正品認証・登録証（以下、「登録証」という。）を発行します。

## 3. 不適合の場合の通知

更新審査の結果、不適合となった場合、真正品認証事務局は、不適合通知書及び不適合理由を更新申請者に送付します。

附 則 この規程は、2018年11月12日から施行します。